

H30 年度日本学生支援機構適格認定を受けた奨学生の皆さんへ

この案内は「平成 30 年度 3 月時点での奨学生（停止・休止も含む）」が対象です。
ご自身の状態を確認し、必要な手続きを取ってください。

【継続】進級した者

平成 31 年度も奨学金は継続されます。

・「継続」であるが、学業成績が振るわず「警告」となった方については、別途ご連絡します。

※「警告」の認定を受けた者は、次年度の奨学金の「廃止」の可能性が高い者です。今年度はより一層学業に励んでください。

【停止】1 度目の留年の者

H31 年度は「停止」となります。

→□今後について説明します。
必ず説明会に参加してください。

H31 年度停止者の説明会

4/12 (金) 6 限 (17:40~) パソコン室にて

・筆記用具を持参

【廃止】 H30 年度「停止中」の者で、復活しなかった者※

【辞退】

- ・継続願で「辞退」とした方
- ・継続願未提出者

平成 31 年 3 月で奨学金の貸与は終了します。
(奨学生ではなくなります。)

→□返還の手続きが必要です。
必ず説明会に参加してください。

H31 年 3 月貸与終了者の返還説明会

4/11 (木) 5 限 (16:05~) パソコン室にて

- ・筆記用具を持参
- ・在学中の返還の猶予を希望する方は、各自で 4/10(水)~19(金)の期間にスカラネット・パーソナルから「在学届」を提出してください。

【復活】 H30 年度「停止」中の者で、復活した者※

平成 31 年度から奨学金が「復活」します。

・今後もより一層学業に励んでください。
(2 度目の留年は、奨学金が廃止となります。)

※H30 年度「停止」中の者の「復活」or「廃止」の認定結果について

定められた期間中に復活願を提出した者

→個別で適格認定の結果をご連絡いたします。

提出しなかった者

→復活の意思がないとみなし、「廃止」となります。

(廃止の方は、必ず説明会に参加してください)